

1. 食品添加物の新規指定

11月の新規指定はありません。（現在：421品目）

イソキノリンとピロールの2品目（いずれも香料）は、WTO通報を終え指定待ちです。

香料4品目及びサッカリンカルシウムが薬食審・添加物部会を11月2日に終え、12月の分科会で審議されます。

2. 消費者庁・食品表示一元化

2011年11月28日、航空会館にて、消費者庁の「食品表示一元化検討会」の第3回の会合が行われました。

- ・新たな制度における表示の目的について
- ・加工食品の原料原産地表示の拡大について

3. 食品の放射能問題

1) 規制（暫定規制）

厚生労働省食品安全部の「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱い等について」は、変更はありません。11月24日、薬事食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会を開催し、新たな規制値の検討が行なわれました。

2) 出荷制限（11月10日 現在）厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001urm2-att/2r9852000001urto.pdf>

3) 検査結果（11月24日 現在）厚生労働省

福島県で3箇所のコメから規制値を超過した放射性物質が検出されたと報告されました

1 実施地域 福島市旧小国村

2 調査結果（11月24日現在）

(1) 分析済みの農家戸数 34戸（総稲作農家戸数 154戸）

(2) 分析済みの検体数 864点

(3) 分析結果

区 分	結 果		
	農家戸数	分析点数	超過点数
暫定規制値以下	28戸	662点	—
一部が暫定規制値を超過	3戸	105点	34点
全てが暫定規制値を超過	3戸	97点	97点
計	34戸	864点	131点

● これまでに暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア：野菜類

たけのこ、ほうれんそう、原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、ブロッコリー、ウメ、アブラナ、小松菜、茎立菜、キャベツ、信夫冬菜、アラメ、紅葉苔、みずな、サニーレタス、くさそてつ、かぶ、花わさび、ビタミンナ、山東菜、セリ、パセリ、春菊、かきな、ちじれ菜、ちんげんさい、セルリー、サンチュ、ビワ、イチジク、ユズ（出荷制限 2011.08.29.）、きのこ類（野生のもの、出荷制限：2011.9.15.）、クリ（出荷制限 2011.09.20）、原木ナメコ（出荷制限 2011.10.31.）、原木クリタケ（露地栽培、出荷制限 2011.11.08.）、イノシシ肉（出荷制限 2011.11.09）

イ：乳製品 原乳

ウ：肉等 牛肉

エ：水産物

アユ、ヤマメ、アイナメ、イカナゴ稚魚、シラス、ホッキガイ、キタムラサキウニ、ウグイ、シロメバル、ワカサギ、エゾイソアイナメ、ムラサキイガイ、ウニ、イワナ、イシガレイ、ムクズガニ、コモンカスベ、ババカレイ、ヒラメ、ウスメバル、ホンモロコ、ワカメ、ヒジキ

オ：その他

生茶葉、荒茶、製茶、小麦、なたね

4) 海外における日本製品の規制

諸外国の輸入に当たっての規制措置は、農林水産省のホームページに紹介されています。
（12月2日現在、但し、輸出に当たっては直接確認して下さい。）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kensa_1202.pdf

農林水産物の輸出に関する証明書の発行についても、農林水産省のホームページに掲載されています。（11月12日現在）http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html

また、諸外国向け水産物の輸出証明の窓口も掲載されています。（11月18日現在）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/ichiran_1118.pdf

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(11月10日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
	原乳	3/21～:(2市6町3村**1)	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市6町3村**2) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市6町3村**2)
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	3/23～:(2市6町3村**3)	3/23～:(2市6町2村**3)
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～:(2市6町3村**3)	3/23～:(2市6町2村**3)
	カブ	3/23～:(2市6町3村**2)	—
	原木シイタケ(露地栽培)	4/13～:(4市7町3村**4) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市) 10/18～:(二本松市)	4/13～:(飯館村)
	原木シイタケ(施設栽培)	7/19～:(伊達市) 7/22～:(新地町)	—
	原木ナメコ(露地栽培)	10/31～:(相馬市、いわき市)	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	9/15～:(11市21町11村**5) (飯島町、古殿町の町域については、9/6から出荷制限) 10/18～:(喜多方市)	9/15～:(いわき市、槻舎町) 9/20～:(南相馬市) (飯島町の町域については、9/6から摂取制限)
	たけのこ	5/9～:(伊達市、相馬市、三春町) 5/13～:(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)	—
	くさぞて(こごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
	ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—
	ユズ	8/29～:(福島市、南相馬市) 10/14～:(伊達市、桑折町)	—
クリ	9/20～:(伊達市、南相馬市)	—	
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、権原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(飯川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)、及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))	—
肉	牛肉**6	7/19～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
	イノシシ肉	11/9～:(相双地域(2市7町3村)**7)	11/9～:(相双地域(2市7町3村)**7)
茨城県			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	10/14～:(土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、阿見町)	—
	原木シイタケ(施設栽培)	10/14～:(土浦市、鉾田市、茨城町)	—
その他	茶	6/2～:(29市8町2村**8)	—
栃木県			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	11/7～:(鹿沼市、矢板市) 11/8～:(大田原市、那須塩原市)	—
	肉	牛肉**6	8/2～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)	—
千葉県			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	10/11～:(我孫子市、君津市)	—
その他	茶	8/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市) 7/4～:(勝浦市)	—
千葉県			
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(湯河原町)	—
群馬県			
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)	—
宮城県			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉**6	7/28～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
岩手県			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉**6	8/1～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※3 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※4 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※5 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、漆川町、槻舎町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、鳩町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、桑崎村、中島村、飯川村、川内村、葛尾村、飯館村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※7 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村

※8 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美清村

4. マーケットバスケット方式による食品添加物の摂取量調査

11月2日に開催された薬食審・添加物部会で、「平成22年度マーケットバスケット方式による食品添加物の摂取量調査」が公表されました。

表2 一日摂取許容量との比較 (20歳以上)

食品添加物	一日摂取量 (mg/人/日)	JECFA ADI (mg/kg 体重/日)	1人当たりの 一日摂取許容量 ^{*1} (mg/人/日)	対ADI比(%) ^{*2}
ノルピキシン	0.0150	0-0.6 ^{*3}	35.34	0.04
ピキシン	0 ^{*4}	0-12	706.8	0
食用赤色 2号	0 ^{*4}	0-0.5	29.45	0
食用赤色 3号	0.0232	0-0.1	5.89	0.39
食用赤色 40号	0.0030	0-7	412.3	0.00
食用赤色 102号	0.0431	0-4	235.6	0.02
食用赤色 104号	0 ^{*4}	- ^{*5}		
食用赤色 105号	0 ^{*4}	- ^{*5}		
食用赤色 106号	0.0068	- ^{*5}		
食用黄色 4号	0.1716	0-7.5	441.75	0.04
食用黄色 5号	0.0095	0-2.5	147.25	0.01
食用青色 1号	0.0016	0-12.5	736.25	0.00
食用青色 2号	0 ^{*4}	0-5	294.5	0
食用緑色 3号	0 ^{*4}	0-25	1472.5	0
安息香酸	1.056	0-5 ^{*6}	294.5	0.38
ソルビン酸	6.821	0-25 ^{*7}	1472.5	0.46
アセスルファムカリウム	3.058	0-15	883.5	0.35
サッカリン	0.369 ^{*8}	0-5 ^{*9}	294.5	0.13
プロピレングリコール	19.51	0-25	1472.5	1.3
リン酸化合物 (Pとして)	280.90	MTDI 70 ^{*10}	4123	6.8 ^{*11}

*1:ADIの上限 × 58.9(20歳以上の平均体重, kg)

*注2以降は省略しました

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001v8uj-att/2r9852000001v97n.pdf>

5. EUの新しい添加物規制

11月12日EUの新しい添加物規制が公表されました。2013年6月1日から適用されます。

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/nov/steviol>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:295:0001:0177:EN:PDF>

6. EUでステビオール(E960)が使用可能

12月2日から適用されます。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:295:0205:0211:EN:PDF>

7. EFSAがアスパルテームの再評価のための全資料の公表(11月24日)

来年9月完了予定のアスパルテームの再評価のために全資料(約517MB)を公表しました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/dataclosed/call/110601.htm>

8. 「えび及びその加工品」のエンロフロキサシン

本年6月7日から検査が強化されたにもかかわらず「えび及びその加工品」のエンロフロキサシン（合成抗菌剤）による輸入食品の食品衛生法違反が顕著になっています。

輸入者：株式会社マルハニチロ水産、株式会社大市珍味、阪和興業株式会社、ケーアイ商事株式会社、株式会社松岡、

「えび及びその加工品」については、トリフルラリン（除草剤）、クロラムフェニコール（抗生物質）、スルファメトキサゾール（合成抗菌剤）、フラゾリドン（合成抗菌剤）が検出されたもの、大腸菌陽性、細菌数（一般生菌）1,600万/gのものもありました。

9. イタリア産及びスペイン産の非加熱食肉製品のリステリア菌

4月25日イタリア産非加熱食肉製品に、6月2日スペイン産の非加熱食肉製品に検査命令が出されたにもかかわらず、11月に輸入されたイタリア産及びスペイン産の非加熱食肉製品からリステリア菌が検出されました。

輸入者：アサヒグラント株式会社、株式会社ノルレイク・インターナショナル

10. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2011年11月）特筆すべき事例のみ紹介します。

- ・東宇株式会社が中国から輸入した「塩蔵野菜」、株式会社リョーエイが中国から輸入した「塩蔵山帰来の葉」、株式会社ロイヤルグリーンランドジャパンが中国から輸入した「冷凍えびの頭」、株式会社三海がアメリカから輸入した「乾燥あんず」、有限会社シャフルが中国から輸入した「乾燥かんぴょう」から、使用基準を超えた二酸化硫黄が検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。

*二酸化硫黄を使用することができる場合でも、食品毎の残留基準が定められています。

- ・大黒天物産株式会社マレーシアから輸入した「チョコレート」、有限会社南洋元がインドネシアから輸入した「即席めんの調味油」、株式会社シナジートレーディングがメキシコから輸入した「植物油」から指定外添加物TBHQが2~5 μ g/g検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。

- ・友盛貿易株式会社がベトナムから輸入した「乾めん：ビーフン」の自主検査で、CpTI コメ陽性による安全性未審査遺伝子組換え米として、成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

*10月にもベトナムから輸入された「乾めん」から「遺伝子組換え米」が検出されています。ベトナムにも「遺伝子組換え米」が広がっているのでしょうか？

（作成：2011年12月2日）